

議案第 10 号

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

瑞穂町下水道条例（昭和 54 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 章の前に次の目次を付する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 1 章の 2 公共下水道の構造等（第 2 条の 2）
- 第 2 章 排水設備の設置等（第 3 条—第 10 条）
- 第 3 章 公共下水道の使用（第 11 条—第 24 条）
- 第 4 章 行為の許可等（第 25 条—第 28 条）
- 第 5 章 罰則（第 29 条—第 31 条）

第6章 雑則（第32条）

附則

第3条第3号中「排水渠」を「排水^{きよ}渠」に改める。

第5条の3第1項第1号中「1名」を「1人」に改め、同条第2項第2号及び第3号中「取消されて」を「取り消されて」に改める。

第5条の6第1項中「取消す」を「取り消す」に改め、同条第2項中「又は、」を「、又は」に、「取消す」を「取り消す」に改める。

第5条の7第2項第2号中「取消されて」を「取り消されて」に改め、同項第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第5条の9第2項中「立会わなければならない」を「立ち会わなければならない」に改める。

第5条の10中「取消す」を「取り消す」に改める。

第5条の11第2項中「すでに」を「既に」に改める。

第18条中「100分の108を乗じて得た額とする。」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率とを合算した数値に1を加えた数値を乗じて得た額とする。」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第19条第1項中「2箇月分」を「2月分」に改める。

第21条第2項中「1箇月分」を「1月分」に改める。

第27条の2第3号中「堅牢」を「堅^{ろう}牢」に、「耐蝕性」を「耐食性」に改め、同条第4号中「もの。」を「もの」に、同条第5号中「ものとする」を「ものとする事」に改め、同条第6号中「その他公共下水道管理上」を「前各号に掲げるもののほか、公共下水道管理上」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 18 条の規定は、平成 31 年 11 月 1 日（以下「基準日」という。）後の污水排出量に係る同年 12 月分の使用料から適用し、基準日以前の污水排出量に係る使用料又は同年 11 月分として算定する使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する使用料の算定に当たっては、認定期間の各月の污水排出量は、均等して排出したものとみなす。

瑞穂町下水道条例 新旧対照表

新	旧
<u>目次</u> <u>第1章 総則(第1条・第2条)</u> <u>第1章の2 公共下水道の構造等(第2条の2)</u> <u>第2章 排水設備の設置等(第3条―第10条)</u> <u>第3章 公共下水道の使用(第11条―第24条)</u> <u>第4章 行為の許可等(第25条―第28条)</u> <u>第5章 罰則(第29条―第31条)</u> <u>第6章 雑則(第32条)</u> <u>附則</u> 第1章及び第1章の2 略 第2章 略 (排水設備の接続方法及び内径等) 第3条 略 (1)(2) 略 (3)汚水のみを排除すべき排水管の内径は、町長が特別の理由があると認める場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、<u>排水渠</u>の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。 略 (4) 略	第1章及び第1章の2 略 第2章 略 (排水設備の接続方法及び内径等) 第3条 略 (1)(2) 略 (3)汚水のみを排除すべき排水管の内径は、町長が特別の理由があると認める場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、<u>排水渠</u>の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。 略 (4) 略

第4条から第5条の2 略

(指定工事店の指定基準)

第5条の3 略

(1) 責任技術者が1人以上専属していること。

(2) (3) 略

2 略

(1) 略

(2) 工事業者(法人にあってはその代表者)が第5条の10の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していないとき。

(3) 指定工事店が第5条の6の規定により指定を取り消されてから2年を経過していないとき。

3 略

第5条の4及び第5条の5 略

(指定工事店の指定の停止又は取消し)

第5条の6 町長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当したときは、6月を超えない範囲内において指定を停止し、又は指定を取り消すことができる。

(1) (2) 略

2 町長は、第5条の3第1項に定める指定の要件を欠くに至ったとき、又は同条第2項第1号に定める欠格事項に該当したときは、指定工事店としての指定を取り消すことができる。

3 略

(責任技術者の登録資格)

第5条の7 略

(1) 略

(2) 不法行為又は不正行為等によって責任技術者としての登録を取り消されて2年を経過していない者

第4条から第5条の2 略

(指定工事店の指定基準)

第5条の3 略

(1) 責任技術者が1名以上専属していること。

(2) (3) 略

2 略

(1) 略

(2) 工事業者(法人にあってはその代表者)が第5条の10の規定により責任技術者としての登録を取消されてから2年を経過していないとき。

(3) 指定工事店が第5条の6の規定により指定を取消されてから2年を経過していないとき。

3 略

第5条の4及び第5条の5 略

(指定工事店の指定の停止又は取消し)

第5条の6 町長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当したときは、6月を超えない範囲内において指定を停止し、又は指定を取消すことができる。

(1) (2) 略

2 町長は、第5条の3第1項に定める指定の要件を欠くに至ったとき又は、同条第2項第1号に定める欠格事項に該当したときは、指定工事店としての指定を取消すことができる。

3 略

(責任技術者の登録資格)

第5条の7 略

(1) 略

(2) 不法行為又は不正行為等によって責任技術者としての登録を取消されて2年を経過していない者

(3)前2号に掲げる者のほか、町長が不適当と認める者 第5条の8 略 (責任技術者の責務) 第5条の9 略 2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に<u>立ち会わなければならない</u>。 (責任技術者の登録の停止又は取消し) 第5条の10 町長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月を超えない範囲内において登録を停止し、又は登録を<u>取り消す</u>ことができる。 (1)(2) 略 (手数料) 第5条の11 略 2 町長は、<u>既に</u>納付された手数料を返還しないものとする。 第6条から第10条 略 第3章 略 第11条から第17条 略 (使用料) 第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて、別表第1に定めるところにより、算定した額に<u>消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率とを合算した数値に1を加えた数値を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> (使用料の算定基準) 第19条 町長は、隔月定例日に<u>2月分</u>の汚水量	(3)前各号に掲げる者のほか、町長が不適当と認める者 第5条の8 略 (責任技術者の責務) 第5条の9 略 2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に<u>立会</u>なければならない。 (責任技術者の登録の停止又は取消し) 第5条の10 町長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月を超えない範囲内において登録を停止し、又は登録を<u>取消す</u>ことができる。 (1)(2) 略 (手数料) 第5条の11 略 2 町長は、<u>すでに</u>納付された手数料を返還しないものとする。 第6条から第10条 略 第3章 略 第11条から第17条 略 (使用料) 第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて、別表第1に定めるところにより、算定した額に<u>100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> (使用料の算定基準) 第19条 町長は、隔月定例日に<u>2箇月分</u>の汚水
--	---

をまとめて算定し、その算定した汚水量をもって算定日の属する月分及びその前月分の使用料を算定する。 2及び3 略 第20条 略 (使用料の徴収方法) 第21条 略 2 月の中途において使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の使用料は、<u>1月分</u>として算定し、徴収する。ただし、使用日数が15日以内の場合には、別表第1に定める10立方メートル以下の分の使用料は、<u>1月分の2分の1の額</u>(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。 第22条から第24条 略 第4章 略 第25条から第27条 略 (占用許可の基準) 第27条の2 略 (1)(2) 略 (3)電線等の構造が<u>堅牢</u>で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、<u>耐食性</u>及び耐水性のあるものであること。 (4)電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、公共下水道管理者の監理のもと行われる<u>もの</u> (5)電線等は、原則として電圧のかからない<u>もの</u>とすること。 (6)<u>前各号に掲げるもののほか、公共下水道管理上支障とならないものであること。</u> 第27条の3及び第28条 略 第5章及び第6章 略 別表第1から別表第6 略	量をまとめて算定し、その算定した汚水量をもって算定日の属する月分及びその前月分の使用料を算定する。 2及び3 略 第20条 略 (使用料の徴収方法) 第21条 略 2 月の中途において使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の使用料は、<u>1箇月分</u>として算定し、徴収する。ただし、使用日数が15日以内の場合には、別表第1に定める10立方メートル以下の分の使用料は、<u>1箇月分の2分の1の額</u>(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。 第22条から第24条 略 第4章 略 第25条から第27条 略 (占用許可の基準) 第27条の2 略 (1)(2) 略 (3)電線等の構造が<u>堅牢</u>で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、<u>耐蝕性</u>及び耐水性のあるものであること。 (4)電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、公共下水道管理者の監理のもと行われる<u>もの。</u> (5)電線等は、原則として電圧のかからない<u>もの</u>とする。 (6)<u>その他公共下水道管理上支障とならないものであること。</u> 第27条の3及び第28条 略 第5章及び第6章 略 別表第1から別表第6 略
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第18条の規定は、平成31年11月1日(以下「基準日」という。)後の污水排出量に係る同年12月分の使用料から適用し、基準日以前の污水排出量に係る使用料又は同年11月分として算定する使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する使用料の算定に当たっては、認定期間の各月の污水排出量は、均等して排出したものとみなす。